

第四次

沖縄県子どもの読書活動推進計画

～五感に響かせるE・E・Tプラン～

平成31年3月
沖縄県教育委員会

第四次沖縄県子どもの読書活動推進計画

～五感に響かせるE・E・Tプラン～

発行月 平成31年3月

発行 沖縄県教育委員会

編集 沖縄県教育庁 生涯学習振興課

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL:098-866-2746 FAX:098-863-9547

目 次

はじめに	1
第1章 第三次計画推進期間における成果と現状	
Ⅰ 第三次計画が目指したもの	
1 第二次計画推進期間の成果	2
2 第二次計画推進期間の課題	2
3 第三次計画の基本方針	2
Ⅱ 第三次計画推進期間における子どもの読書活動に関する取組の現状	
1 子どもの自主的な読書活動の推進	3
2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進	5
3 子どもの読書活動を支える環境の整備	6
Ⅲ 第三次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢	
1 平成26年	8
2 平成28年	8
3 平成29年	8
4 平成30年	8
第2章 基本方針	
Ⅰ 第三次計画推進期間における課題	
1 子どもの自主的な読書活動の推進について	10
2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進について	10
3 子どもの読書活動を支える環境の整備について	10
Ⅱ 第四次計画の基本方針	
1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	11
2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進	11
第3章 子どもの読書活動の推進体制等	
Ⅰ 市町村における読書活動の推進体制の整備	
1 市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定	12
2 公立図書館の整備・充実	12
3 学校図書館の整備・充実	12
Ⅱ 県における読書活動の推進体制の整備	
1 沖縄県子どもの読書活動推進会議の設置	12
2 子どもの読書活動推進のための人材育成	12

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 体系図	13
II 発達段階に応じた取組(E・E・Tプランの推進)	14
III 家庭における取組	
1 子どもが読書に親しむ機会の提供	17
IV 地域(公立図書館、公民館、地域文庫等)における取組	
1 子どもが読書に親しむ機会の提供	17
2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実	18
V 学校等における取組	
1 子どもが読書に親しむ機会の提供	18
2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実	20
VI 家庭・地域・学校等の連携・協力の推進	
1 家庭と学校において	20
2 家庭と地域において	20
3 学校と地域において	21
4 図書館間において	21
VII 関心を高める事項	
1 読書への関心を高める取組の推進	21
VIII 民間団体・読書活動ボランティア等の活動に関する支援	
1 民間団体・読書活動ボランティア等に対する支援	21
IX 普及・啓発活動	
1 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」を中心とした啓発活動の推進	22
2 優れた取組の奨励	22

資料

1 第四次計画推進期間における子どもの読書活動推進のための指標及び到達目標	23
2 子どもの読書活動推進関連事業	24
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	26
4 文字・活字文化振興法	28
5 用語解説	30
6 平成30年度沖縄県子どもの読書活動推進委員	33
7 平成30年度沖縄県子どもの読書活動推進担当者	33

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）です。

沖縄県では、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」(以下第一次計画という)を策定し、平成21年3月に「第二次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」(以下第二次計画という)、平成26年3月には「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」(以下第三次計画という)を定め、この間、家庭・地域・学校等で様々な取組が実施されました。

第三次計画の推進期間においては、家庭・地域・学校の連携が進み、子どもの自主的な読書活動の推進が図られたほか、子どもの読書活動を支える環境の整備も進みました。一方で、中高生期における読書活動の習慣化が進んでいなかったり、学校と地域の連携が学校段階が上がるにつれ進まなかったりなど、発達段階に応じた取組への課題がみられます。公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社が平成29年度に行った調査では、不読率（1か月に1冊も本を読まなかった人の割合）は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%となっており、全国的にも問題視されております。

そこで、沖縄県では、これまでの成果と課題を踏まえ、第四次計画において、「子どもの発達段階に応じた読書活動の推進」、「家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進」を基本方針として定めました。さらに、目指す姿を「自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができる子ども」とし、「読書県おきなわ」の実現に向け、読書活動の更なる充実を図ってまいります。

今後、本計画について御理解をいただき、市町村をはじめ、家庭・地域・学校において、子どもの読書活動の更なる推進が図られるよう期待しております。

終わりに、本計画策定にあたり、様々な御意見や御提言をいただきました沖縄県子どもの読書活動推進委員の皆様、また多くの関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

沖縄県教育委員会

教育長 平敷 昭人

第1章 第三次計画推進期間（平成26年度～平成30年度）における成果と現状

I 第三次計画が目指したもの

第二次推進計画の内容を継続しつつ成果と課題を踏まえ、その内容を更に継続しながら読書の量から質への転換などを充実させ、E・E・Tプランについても大幅に捉え直しをした。

1 第二次計画推進期間の成果（平成21年度～平成25年度）

(1) 子どもの読書状況について

- ①学校、地域等における読み聞かせボランティア（校区の保護者、地域の読書サークルによる）が増加した。
- ②ブックトーク等の読書活動の推進ができた。
- ③各市町村のブックスタート事業等、発達段階に応じた取組を推進することができた。
- ④小中学校、高等学校いずれにおいても県の示している図書貸出の目標冊数を上回った。
※小学校163冊、中学校50.8冊、高等学校8.1冊
(H24年度 学校図書館・読書活動の実態調査：沖縄県)

(2) 市町村推進計画の策定について

- ①策定市町村が増加した。
5市町村（H19年度）→24市町村（H25年度）

(3) 学力との関連について

- ①読む力が、書く力や考える力と関連することから、本県は学力に関して、読書習慣を定着させることにより読解力の向上に取り組んできました。その結果、読書量は目標冊数を上回る等、一定の成果を上げてきました。しかし、読書の質への転換は重要であり、更なる取組の強化が求められている。

2 第二次計画推進期間の課題

(1) 中学生・高校生（ティーンエイジ）世代の読書活動の定着が不十分

- ①学校段階における差が生じている。
- ②不読率(小学生0.1%、中学生1.3%)は低いが、全国的に学校段階が進むにつれ、読書離れが進む傾向にある。
※高校の調査は実施していない
(H24年度 学校図書館・読書活動の実態調査：沖縄県)

(2) 地域における市町村推進計画策定状況の差が顕著

- ①市町村策定率 市：81.8% 町72.7% 村：36.8% (H24年度)

(3) 学校図書館資料の整備が不十分

- ①学校図書館図書標準達成状況（H24年度）
小学校：82.8% 中学校62.4%
→全国達成率（小学校：56.8%、中学校：47.5%）を大きく上回ったが、100%を目指す。

3 第三次計画の基本方針

(1) 子どもの自主的な読書活動の推進

- ①子どもが自ら読書に親しむ態度を身に付けることができるよう様々な読書活動を推進する。
- ②読書の質的向上を図りつつ、自主的な読書活動を推進する。
→新聞や科学雑誌等を含めた幅広い読み物に親しむ機会や発達段階に応じた図書の提供、NIE（Newspaper In Education）の取組等を通して行う。

(2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

- ①家庭・地域・学校等、それぞれが担うべき役割を理解し、緊密に連携・協力し、社会全体

で必要な体制の整備に努める。

(3) 子どもの読書活動を支える環境の整備

①図書館未設置町村への読書活動支援を積極的に展開

→すべての県民がいつでも、どこでも読書に親しめる環境の整備に努める。

(4) E・E・Tプランの更なる推進

①乳幼児期からの発達段階に応じて読書に親しめる環境づくりと、五感を意識した施策E・E・Tプランを更に推進する。

②E a rプラン、E y eプラン、T a l kプランは乳幼児期、小学生期、中学生・高校生期にそれぞれ存在するものであり、更に、それぞれの発達の全体の中で育成する。

II 第三次計画推進期間における子どもの読書活動に関する取組の現状

1 子どもの自主的な読書活動の推進

(1) ほとんどの小中学校で全校一斉読書活動が設定されている。

○全校一斉読書活動の設定状況〈学校図書館の現状に関する調査より(文部科学省)〉

本県の割合 ※ () は全国値

区 分	H 2 4 年度	H 2 8 年度
小学校	97.4% (96.4%)	96.9% (97.1%)
中学校	98.0% (88.2%)	99.3% (88.5%)

(2) 読書が好きなお子どもの割合(当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答)は中学生ではほぼ横ばい、小学生では若干高くなった。

○読書は好きですか。〈全国学力・学習状況調査より(文部科学省)〉

本県の割合

小学校

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
H 2 4 年度	45.8%	27.5%	16.8%	9.6%
H 2 8 年度	47.1%	26.9%	16.1%	9.6%

中学校

	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
H 2 4 年度	39.0%	26.4%	20.6%	13.7%
H 2 8 年度	39.0%	26.3%	20.1%	14.3%

(3) 授業以外で読書を全くしない割合が中学生で高くなった。

○学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)〈全国学力・学習状況調査より(文部科学省)〉

本県の割合

小学校

	2時間以上	1時間以上 2時間より 少ない	30分以上 1時間より 少ない	10分以上 30分より 少ない	10分よ り少ない	全くしない
H 2 4 年度	5.6%	9.3%	18.7%	25.6%	18.0%	22.6%
H 2 8 年度	5.8%	8.4%	17.5%	25.1%	17.3%	25.8%

中学校

	2時間以上	1時間以上 2時間より 少ない	30分以上 1時間より 少ない	10分以上 30分より 少ない	10分よ り少ない	全くしない
H24年度	5.1%	7.9%	14.4%	21.3%	13.0%	38.0%
H28年度	5.2%	7.5%	12.7%	17.5%	13.1%	43.8%

(4) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行く割合は低く、特に中学生においては、月に1回も行かない割合（年に数回程度・ほとんど、または、全く行かない割合）が高くなっている。

○昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

〈全国学力・学習状況調査より（文部科学省）〉

本県の割合

小学校

	週に4回 以上	週に1～3 回程度	月に1～3 回程度	年に数回程度	ほとんど、または、 全く行かない
H24年度	8.7%	24.8%	16.0%	18.9%	31.1%
H28年度	7.1%	22.7%	15.9%	20.8%	33.1%

中学校

	週に4回 以上行く	週に1～3 回程度行く	月に1～3 回程度行く	年に数回程度 行く	ほとんど、または、 全く行かない
H24年度	6.0%	18.1%	20.3%	15.7%	39.6%
H28年度	5.7%	14.5%	16.5%	16.1%	46.9%

(5) 高校生については、県独自の調査を行っていないが、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が実施した「学校読書調査」によると、1か月の平均読書量は依然として低い数値である。また、1か月に1冊も本を読まなかった人の割合（不読率）は依然として高くなっており、全国的に高校生の読書習慣の形成が課題となっている。

○1か月の平均読書量

〈学校読書調査より（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）〉

区分	第58回（H24年度）	第63回（H28年度）
小学生	10.5冊	11.1冊
中学生	4.2冊	4.5冊
高校生	1.6冊	1.5冊

○不読率（1か月に1冊も本を読まなかった人の割合）

〈学校読書調査より（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）〉

区分	第58回（H24年度）	第63回（H28年度）
小学生	4.5%	5.6%
中学生	16.4%	15.0%
高校生	53.2%	50.4%

2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

(1) 学校図書館の蔵書のデータベース化については全国値を大きく上回っており、全県（小・中・高・特支）では約96%の学校で整備されている。

○学校図書館の蔵書目録がデータベース化されている学校
 〈学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省）〉

区 分		H24年度	H28年度
小学校	県	80.7%	91.1%
	全国	64.1%	73.9%
中学校	県	80.7%	91.8%
	全国	65.1%	72.7%
高等学校	県	100.0%	98.3%
	全国	87.2%	91.3%
特別支援学校	県	98.0%	100.0%
	全国	46.3%	40.2%

(2) 中学校において学校図書館図書標準を達成した割合が大幅に増加した。しかし、廃棄基準に該当する本の更新が進んでない例も見られる。

○学校図書館図書標準達成状況 〈学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省）〉

区 分		H24年度	H28年度
小学校	県	82.8%	81.2%
	全国	56.8%	66.4%
中学校	県	62.4%	74.3%
	全国	47.5%	55.3%

区 分		H28年度
小学部 (特支)	県	40.7%
	全国	14.0%
中学部 (特支)	県	20.9%
	全国	3.7%

※特支とは特別支援学校のことである。

(3) 学校と公立図書館との連携が進み、小・中学校・特別支援学校については全国値を大きく上回っているが、高等学校については依然として全国値を下回っている。

○公立図書館との連携状況 〈学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省）〉

区 分		H24年度	H28年度
小学校	県	75.1%	89.6%
	全国	76.5%	82.2%
中学校	県	72.0%	84.3%
	全国	49.8%	57.5%
高等学校	県	17.0%	32.2%
	全国	46.5%	51.1%

区 分		H28年度
小学部 (特支)	県	86.7%
	全国	39.2%
中学部 (特支)	県	93.3%
	全国	36.6%
高等部 (特支)	県	93.8%
	全国	34.1%

(4) ボランティアを活用している学校の割合については、学校段階が上がるにつれ低下する傾向にある。

○ボランティアを活用している学校の割合

〈学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省）〉

区 分		H 2 4 年度	H 2 8 年度	区 分		H 2 8 年度
小学校	県		80.8%	小学部 (特支)	県	20.0%
	全国	81.2%	81.4%		全国	30.3%
中学校	県		58.7%	中学部 (特支)	県	20.0%
	全国	27.2%	30.0%		全国	23.1%
高等学校	県		8.1%	高等部 (特支)	県	12.5%
	全国	2.9%	2.8%		全国	18.5%

※主な活用例としては、読み聞かせ・ブックトーク等の読書活動支援、また、図書館の書架整理・貸出等の支援が挙げられる。

3 子どもの読書活動を支える環境の整備

(1) 司書教諭発令状況については、小学校・中学校において割合が減少した。

○12学級以上設置校における司書教諭発令状況

〈学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省）〉

区 分		H 2 4 年度	H 2 8 年度
小学校	県	98.7%	87.3%
	全国	99.8%	99.4%
中学校	県	100.0%	98.9%
	全国	99.2%	72.7%
高等学校	県	100.0%	100.0%
	全国	99.2%	99.3%
特別支援学校	県	100.0%	100.0%
	全国		

(2) 学校司書配置状況については、小学校において割合が若干減少しているものの、全校種とも全国値を大きく上回っている。

○学校司書配置状況

〈学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省）〉

区 分		H 2 4 年度	H 2 8 年度
小学校	県	97.8%	93.1%
	全国	47.9%	59.3%
中学校	県	91.3%	95.1%
	全国	47.6%	57.3%
高等学校	県	100.0%	100.0%
	全国	71.0%	66.9%

(3) 公立図書館設置数・子どもの読書活動推進計画策定市町村数が増加した。

○市町村立図書館について

	H24年度	H28年度	到達目標
図書館数	36館	39館	38館
設置市町村数	23市町村	26市町村	26市町村
図書館設置状況	56.1%	63.4%	63.4%

○市町村子どもの読書活動推進計画策定状況について

	H24年度	H28年度	到達目標
策定市町村数	21市町村	26市町村	41市町村
策定率	51.2%	63.4%	100.0%

(4) 一括貸出や移動図書館で利用するための館外協力用図書の実、移動図書館の開催回数増加等に取り組むことにより、県立図書館による図書館未設置町村等へのサービスの充実が図られた。

○県立図書館による図書館未設置町村等に対するサービス

一括貸出（学校や公民館、地域文庫など団体の求めに応じて400冊まで貸出）

	実施団体	実施回数	貸出冊数
H24年度	46	73	11,345
H28年度	136	286	34,433

※平成30年12月15日より、貸出冊数は500冊までとなった。

移動図書館（離島等の図書館未設置町村に出向き、公民館や学校などで貸出）

	開催回数	貸出人数	貸出冊数
H24年度	36	1,565	10,422
H28年度	41	1,857	15,540

Ⅲ 第三次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢

1 平成26年

(1) 学校図書館法の一部を改正する法律成立

①学校司書の法制化、学校司書への研修等の実施について規定した。

②改正法附則第2項

国は「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定した。

2 平成28年

(1) 日本図書館協会が「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」作成（3月）

(2) 「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（10月）

これを受け、文部科学省において「学校図書館ガイドライン」及び「学校司書のモデルカリキュラム」が作成された。

(3) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（12月）

①全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

3 平成29年

(1) 「保育所保育指針」告示

(2) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」告示

(3) 「幼稚園教育要領」、「小学校及び中学校学習指導要領」告示

(4) 「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」告示

4 平成30年

(1) 「高等学校学習指導要領」告示

※「保育所保育指針」において

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになることを「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」としている。

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において

保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになることを「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」としている。

※「幼稚園教育要領」において

絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうこととしている。

※「小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領」において

言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

※「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」において

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実す

ることとしている。

平成20年

(1) 図書館法改正(6月)

- ①学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加
- ②図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備
- ③司書及び司書補の資格要件の見直し
- ④文部科学大臣及び都道府県が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等

平成25年

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律成立(4月)

※情報通信手段の多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになっている。また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化も近年の特徴である。

(「子供の読書活動の推進に関する計画(平成30年4月策定)」より一部転記)

第2章 基本方針

I 第三次計画推進期間における課題

1 子どもの自主的な読書活動の推進について

- (1) 家庭・地域・学校において読書活動推進の取組を行うことで一定の成果を上げたと言えるが、授業や学校外での更なる活動推進が求められる。
- (2) 中高生期における読書活動の習慣化が進んでいない。

2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進について

- (1) ボランティアを活用している学校の割合が、学校段階が上がるにつれ低下している。
- (2) 蔵書のデータベース化等、学校図書館機能の整備は進んだものの、全ての学校で整備されるよう取り組むことが求められる。

3 子どもの読書活動を支える環境の整備について

- (1) 司書教諭発令（12学級以上設置校）、学校司書配置に関しては充実してきた。今後はそれぞれの役割を十分に果たせるような環境の整備を進める必要がある。
- (2) 公立図書館を設置している市町村は26（設置率63.4%）、子どもの読書活動推進計画を策定している市町村は27（策定率65.9%：平成30年3月に名護市が新たに策定）で、それぞれ県の目標（100%）に達していない。

II 第四次計画の基本方針

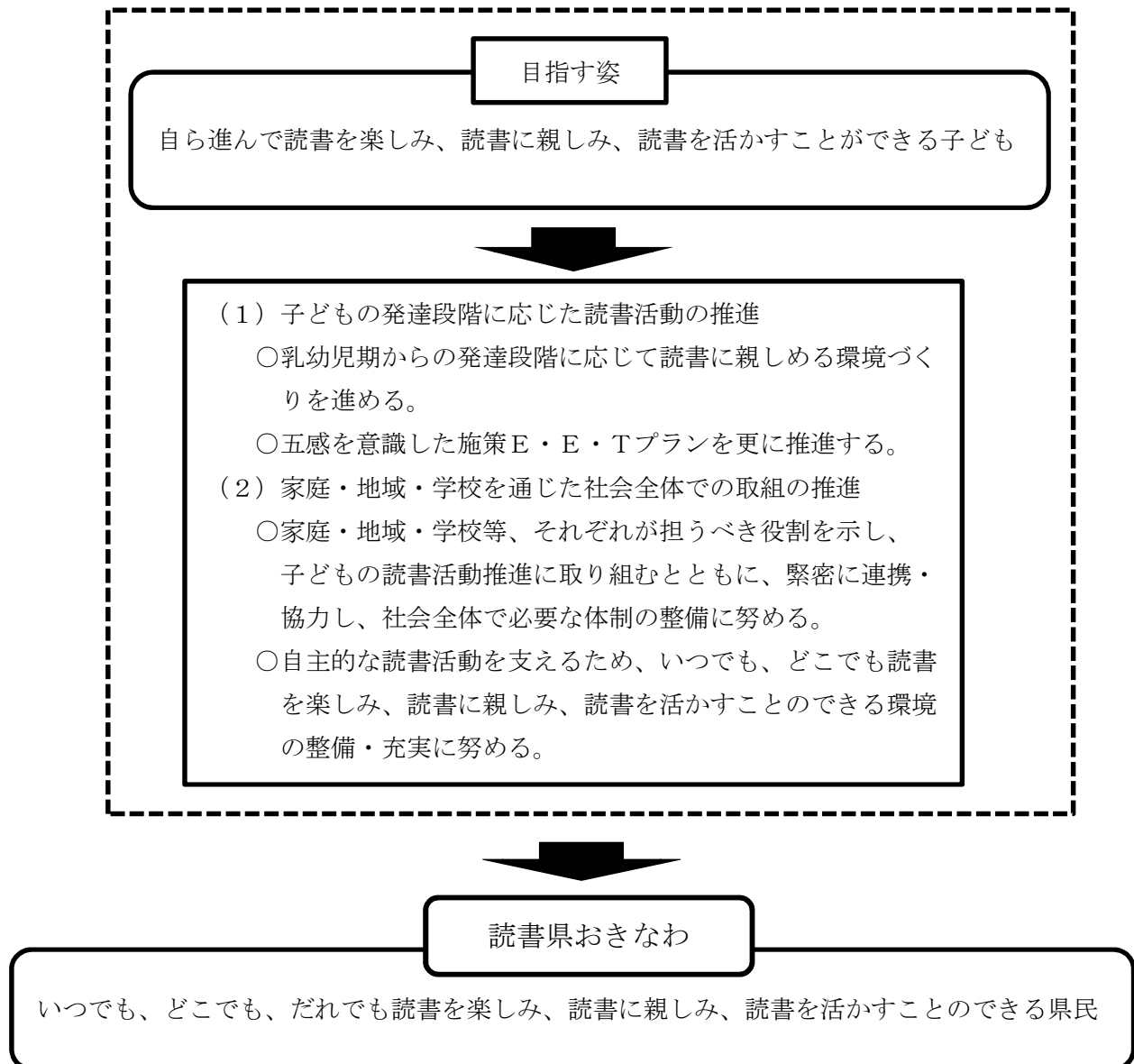
第三次計画推進期間の現状と課題を踏まえ、「自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができる子ども」の育成を目指して、次のことを基本方針として取り組む。

1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

- (1) 乳幼児期からの発達段階に応じて読書に親しめる環境づくりを進める。
- (2) 五感を意識した施策E・E・Tプランを更に推進する。

2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

- (1) 家庭・地域・学校等、それぞれが担うべき役割を示し、子どもの読書活動推進に取り組むとともに、緊密に連携・協力し、社会全体で必要な体制の整備に努める。
- (2) 自主的な読書活動を支えるため、いつでも、どこでも読書に親しみ、読書を活かすことができる環境の整備・充実に努める。



3 計画の期間

- (1) 平成31年度～平成35年度（2023年）の5年間とする。

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

I 市町村における読書活動の推進体制の整備

各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組を行うためには、教育委員会のみならず福祉部局等と連携することに加え、学校・図書館その他の関係機関および民間団体等の連携・協力による横断的な取組が行われるような体制を整備する必要がある。

1 市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項に規定されているように、市町村は国の「子ども読書推進基本計画」及び県の「子ども読書活動推進計画」を基本とするとともに、各市町村における子どもの読書活動の推進を踏まえ、市町村推進計画を策定するよう努めることが求められている。未策定の市町村においては策定するよう努め、既に策定している市町村においては国の「子ども読書推進基本計画」及び県の「子ども読書活動推進計画」の見直し状況を踏まえながら点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることが求められる。

2 公立図書館の整備・充実

子どもの読書活動を推進するために、身近なところに読書ができる環境を整備することが必要である。公立図書館未設置町村においては、その設置に向け積極的に検討を行うとともに、設置されるまでの間は、児童館や公民館図書室に専任の職員を配置し、計画的に子ども向けの図書を収集・提供する等、子どもの読書環境の整備に努めることが求められる。設置町村においては、子どもの読書活動の推進に向けた取組を充実させるよう努めることが求められる。

3 学校図書館の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが重要であるため、国の財政措置を活用し計画的な整備に努めることが求められる。また、活動の更なる充実を図るため、司書教諭・学校司書の配置を行うよう努めることも求められる。

II 県における読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等と連携することに加え、学校・公立図書館その他の関係機関および民間団体等の連携・協力によって横断的な取組が行われるような体制の整備、また市町村に子どもの読書活動を推進するための支援・助言等を行う必要がある。

1 沖縄県子どもの読書活動推進会議の設置

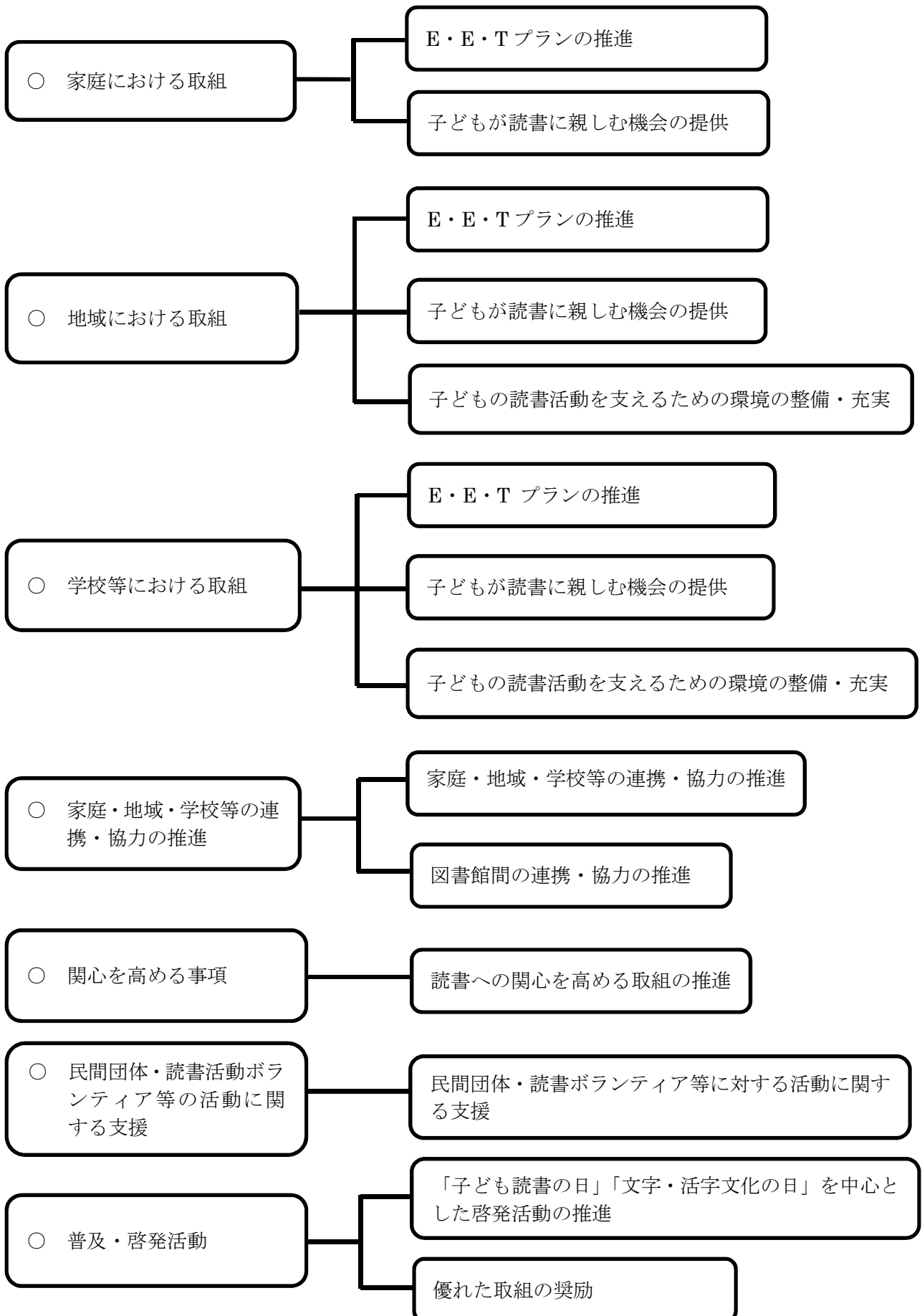
子どもの読書活動推進の方策や連携・協力の在り方について研究・協議するため、引き続き沖縄県子ども読書活動推進会議（推進会議・担当者会議）を設置する。

2 子どもの読書活動推進のための人材育成

教育委員会の関係各課、県立図書館、県立総合教育センター等において人材育成に資する研修・取組を行う。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 体系図



II 発達段階に応じた取組（E・E・Tプランの推進）

自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができるようになるためには、発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

そのためには、読書能力の特徴を発達段階に応じて三つの視点（E a r・E y e・T a l k）で捉え、それを踏まえつつ、子ども一人一人の発達や読書経験に留意し、五感を意識した読書活動プラン（E・E・Tプラン）を家庭・学校・地域等で推進することが求められる。

※読書能力の発達段階

	準備期 (楽しむ段階) 概ね0歳から6歳	充実期 (親しむ段階) 概ね6歳から12歳	発展期 (活かす段階) 概ね12歳から18歳
Ear	<ul style="list-style-type: none"> 人は胎児の時から言葉を認識し始め、一番身近な親を介して言葉を獲得していくと言われる。 耳から入る音、読み聞かせで出会う読書は、子どもが親の温もりで安らぎを感じ、果てしない想像の世界へと誘われ、心が豊かになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 名作や伝記など多くの本を語り聞く中で情操や語彙を豊かにしていく。 読み聞かせやブックトークなどにより、自分で選択する本の幅を広げることができるようになる。 高学年になると、発達がとどまったり読書の幅が広がらなくなったりする児童も出てくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な図書の紹介をブックトークや読書体験の発表等を通して聴くことにより、読書への関心を深め、自分で選択する本の幅を広げることができる。
Eye	<ul style="list-style-type: none"> 絵本を見て実物を見ることを繰り返すことで大きな感動が生まれ、絵本や物語の世界を楽しむようになる。 4歳頃から文字に興味を示し、自分の力で絵本を読もうとするようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館等で様々な図書を目にし、実際に自分で触れ、心の中に刻む時期である。 読書習慣を身に付け、本に親しむことによって、知識を蓄え、心を豊かにしていく。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる児童とそうでない児童の違いが現れ始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な読書技術を用いた多様な読書活動を通して理性と感性が磨かれ、多角的な視野で世界を認識する力が育まれていく。 中学生になると多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。 高校生になると知的興味に応じ幅広く多様な読書ができるようになる。
Talk	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせで聞いた言葉を真似したり、ごっこ遊びにつなげたりすることで、自分の感動を自分の言葉で表現することの楽しみを感じるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決のための読書活動を通して読解力や発表力が育まれる。 高学年になると内容を評価したり鑑賞したりすることができるようになり、グループでの読書交流ができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 読書を楽しみながら本を傍らに人生を歩むとともに、自分の人生について考えるようになる。 読書を通じたコミュニケーションにより他者理解の力が鍛えられる。


※E・E・Tプラン

E a r プラン：本に出会い、本を聴くことを意識した取組

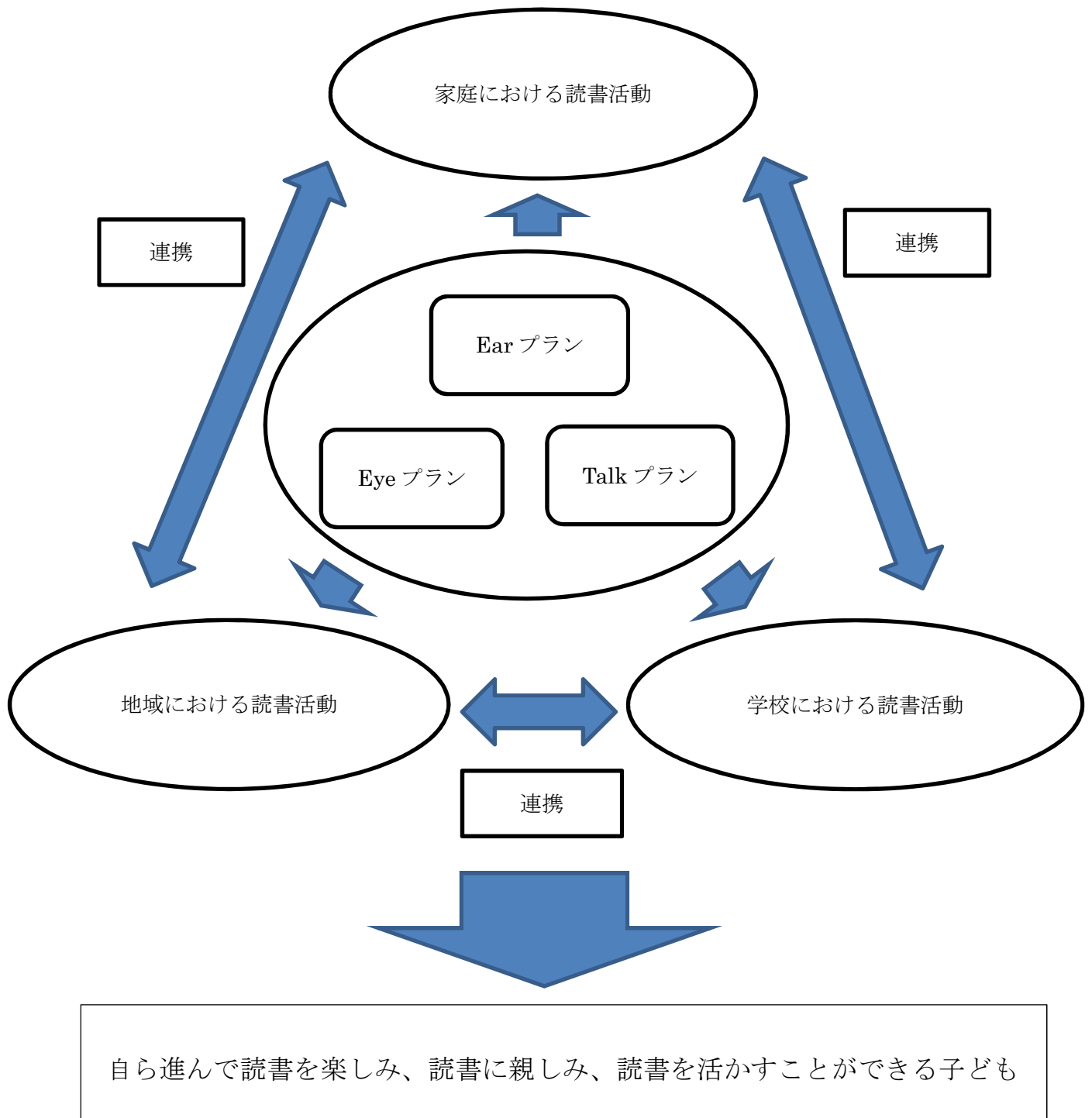
E y e プラン：本に親しみ、本を活かし、多くの本を読むことを意識した取組

T a l k プラン：本と生き、本を伝えることを意識した取組

※読書能力の発達段階に応じた読書活動の主な取組

		準備期	充実期	発展期
E a rプラン				
E y eプラン				
T a l kプラン				
家庭	家庭	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせを行う。 地域での読み聞かせやおはなし会に親子で参加する。 公立図書館を有効に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族読書（ファミリー読書）等を生活の一環として位置付ける。 子どもが本に親しむ環境を作るため、家庭内の本を充実させる。 保護者自身も本に親しむことにより、子どもの読書習慣を形成する。 学校図書館や公立図書館、地域文庫等を有効に利用する。 	
地域	公立図書館	<ul style="list-style-type: none"> 絵本、児童書等の充実や児童室、児童コーナーを確保するとともに、おはなし会や展示会等を定期的で開催する。 子どもや保護者等への絵本や児童書等に関するレファレンスサービス・読書相談や情報提供（ブックリスト作成等）を行い、子どもがよい本に出会えるきっかけを作る。 		<ul style="list-style-type: none"> 図書資料に関するレファレンスサービス・読書相談や情報提供を行う。 青少年向け図書（図書資料）の充実を図るとともに、展示会や読書会等を定期的で開催する。
	児童館 公民館 地域文庫	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等に対し、発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援の場、交流の機会を提供する。 読み聞かせやおはなし会等の活動の場として活用を図る。 児童書等の整備や希望図書の貸出等、読書環境の整備・充実を図る。 		
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や関係機関と連携し、読み聞かせ等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や関係機関と連携し、読み聞かせ等を行う。 図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実に向け、関係機関と協力した取組を行う。 	
学校等	保育所（園） 認定こども園 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じて読書活動を指導計画に位置付けるとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。 興味、関心、発達等に応じた絵本等を置く図書スペースを確保する。 読み聞かせ等、本に親しむ機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館を計画的に活用し（学校行事等、また各教科の授業計画に図書館活用を盛り込むなど）、主体的・意欲的な学習活動を展開する。 一斉読書等、教育活動全体を通じて読書活動の充実を図る。 発達段階に応じた読書指導を行い、読書意欲と読解力、表現力の向上を図る。 興味、関心、発達等に応じた書籍等を置く図書スペースを確保する。 	

※E・E・Tプラン推進のイメージ図



Ⅲ 家庭における取組

子どもの読書活動は日常生活を通じて形成されるものであり、乳幼児期から日常的に生活の中で自然に本に親しむ機会が提供されることが必要である。そのためには子どもにとって最も身近な存在である保護者の関わりが欠かせない。

このため、家庭においては読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要である。また、読書活動の機会の充実及び習慣化を図るために、保護者自身も本に親しみ、読書の重要性を理解した上で、読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけることが望まれる。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) ファミリー読書（毎月第3日曜日・家庭の日）

毎月第3日曜日の「家庭の日」に「家族読書の時間」「ノーテレビ・ノーゲームの時間」を設け、家庭で読書に親しむよう促す。また、学校・図書館や公民館等の各施設において読書ボランティア団体等による読み聞かせやおはなし会等を行うなど、「ファミリー読書」を支援する取組を奨励する。

(2) 読書活動への理解促進

乳幼児を持つ保護者等を対象とした子どもの発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援のための場、交流活動の中で、読み聞かせや読書の重要性についての理解と読書に関する関心を深めるための取組を行うよう促す。

Ⅳ 地域（公立図書館、公民館、地域文庫等）における取組

子どもが、いつでもどこでも本に親しむことができるよう、読書活動が身近で行える環境を整備することが必要である。図書館は、子どもが学校外で本と出会い自主的に読書を楽しむことのできる場所であり、地域における読書活動推進の中核的役割を果たしている。今後さらにその役割を果たすよう努めることが望まれる。

児童館や公民館等の図書室は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、公立図書館等と連携し図書資料等を整備することが求められる。また、読書活動に関し専門的知識をもつ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ、読書会等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれる。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 公立図書館の取組

- ①おはなし会や展示会等、子どもが読書に興味・関心を持つような取組を定期的で開催するよう促す。
- ②子どもや保護者、学校からの読書相談等への対応ができるよう、ブックリストを作成するなど、子どもが発達段階に応じ、よい本に出会えるような取組を行うよう促す。
- ③図書館利用に何らかの不都合が生じる子どもたちに配慮したサービスを行うよう促す。

(2) 公民館等の取組

- ①保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ会やおはなし会等の活動の場として活用されるよう促す。
- ②児童書等の整備や希望図書の貸し出しなど、地域の子どもたちが身近なところで読書に親しむ機会を作るよう促す。

2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実

(1) 図書館資料の整備

- ①多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な児童・青少年図書及び乳幼児向けの図書を含む図書館資料を整備するよう促す。

(2) 図書館施設の整備

- ①録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子どもが利用しやすいように施設を整備するよう促す。
- ②児童室、児童コーナー、中高生向けのコーナーの設置等、子どもが利用しやすくなるような環境整備を促す。
- ③図書館未設置町村に対しては、設置に向け積極的に検討するとともに、図書館が設置されるまでの間は児童館や公民館図書室に専任の職員を配置し、計画的に子ども向けの図書を収集・提供する等、子どもの読書環境を整備するよう促す。

V 学校等における取組

子どもが自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かす習慣を形成していく上で、学校等はかけがえのない大きな役割を担っている。平成29年、30年に告示された学習指導要領では、言語活動の充実とともに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的な読書活動を充実することが規定されている。また、保育所（園）、幼稚園等は、保育所保育指針や幼稚園教育要領等において、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されている。

これらを踏まえ、学校等においては、全ての子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが求められる。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園において

- ①子どもが絵本等に親しめるよう、興味、関心、発達等に応じた絵本等が置かれた図書スペースの確保を促す。
- ②読み聞かせやおはなし会等を実施し、子どもが絵本等に触れる機会を多様に設定するよう促す。
- ③保護者に対し、子どもの読書活動の重要性を伝える取組を行うよう促す。
- ④発達段階に応じた絵本の読み聞かせや児童文化財等を活用した読書活動を、指導計画に位置づけるよう促す。

(2) 小・中学校において

- ①子どもの読書活動を推進するため、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭・図書館主任・学校司書を中心とした学校図書館活用について、全職員の意識の高揚を図る取組を行うよう促す。
- ②一斉読書（朝の読書など）や授業等で読書を推進する等、学校生活全体を通じて読書活動の充実を図るよう促す。
- ③各教科の授業内容に応じた関連図書を紹介したり、学校行事等の企画準備に図書館資料を活用したりするなど、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図るよう促す。
- ④学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図るため、多様な経験を有する保護者や地域の社会人、ボランティア等を活用するよう促す。
- ⑤4月23日の「子ども読書の日」、10月27日の「文字・活字文化の日」を中心とし、それぞれの趣旨にふさわしい取組の計画・実施を促す。

(3) 高等学校において

- ①子どもの読書活動を推進するため、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭・学校司書を中心とした学校図書館活用について、全職員の意識の高揚を図る取組を行うよう促す。
- ②一斉読書（朝の読書など）や授業等で読書を推進する等、学校生活全体を通じて読書活動の充実を図るよう促す。
- ③各教科の授業内容に応じた関連図書を紹介したり、学校行事等の企画準備に図書館資料を活用したりするなど、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図るよう促す。
- ④学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図るため、多様な経験を有する保護者や地域の社会人、ボランティア等を活用するよう促す。
- ⑤生涯にわたって読書に親しむ態度を育てるために、目的をもって読書を行うことで読書の良さを体験する取組を行うよう促す。
- ⑥4月23日の「子ども読書の日」、10月27日の「文字・活字文化の日」を中心とし、それぞれの趣旨にふさわしい取組の計画・実施を促す。

(4) 特別支援学校において

- ①特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、支援機器等の活用を促す。
- ②保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ会やおはなし会等の実施を促す。
- ③4月23日「子ども読書の日」、10月27日「文字・活字文化の日」を中心とし、それぞれの趣旨にふさわしい取組の計画・実施を促す。

※一人あたりの図書貸出冊数（目標値・年間）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
110冊	40冊	8冊	70冊

2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実

- (1) 国の新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」(平成29年度～平成33年度)により、5年間で公立義務諸学校の学校図書資料について、新たな図書の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を促進するため、単年度約220億円、総額1,100億円、また、学校図書館へ新聞を配備するため、単年度約30億円、総額150億円、学校司書を配置するため、単年度約220億円、総額1,100億円の地方交付税措置(金額はすべて全国総額)がそれぞれ講じられている。これに基づき各市町村において計画的な整備が図られるよう促す。
- (2) 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、それぞれの役割を十分に果たせるような環境の整備を進めるよう促す。
- (3) 学校司書は学校図書館の職務に従事する職員であり、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりする重要な役割を担うことから、その配置とともに、本務職員の採用や有資格者の配置など専門性を確保するよう促す。
- (4) 学校図書館施設において、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助の措置が講じられており、各学校における多様な読書活動を視野に入れた施設整備等を促す。
- (5) 児童生徒が使用可能なコンピューターの整備、学校図書館図書情報をデータベース化、他校の学校図書館や公立図書館とオンライン化したりすることにより、学校図書館が読書センター、学習情報センターとしての機能を果たすための環境整備を促す。

VI 家庭・地域・学校等の連携・協力の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、家庭・地域・学校等が連携して推進することは重要である。家庭へは読書の重要性についての理解を促進するため、家庭での読書活動の参考となるような取組を行い、支援することが求められる。学校へは学校図書館を利用した学習活動や日々の読書活動の充実が図られるよう支援することが求められる。地域へは、企画・実施する読み聞かせ会やおはなし会、読書会等の情報提供に協力したり、活動の支援を行うことが求められる。また、図書館間では、読書環境をより充実させるため、連携・協力体制の更なる強化が求められる。

1 家庭と学校において

- (1) 「学校だより」等で学校での読書活動の紹介や地域で行われる読み聞かせ会やおはなし会、読書会等の情報を提供することで、家庭における読書活動の支援を行うよう促す。
- (2) 学校において保護者対象とした研修会を開催するなど、読書の重要性についての理解を深める取組を行うよう促す。

2 家庭と地域において

- (1) 地域(図書館等)において実施する読み聞かせ会やおはなし会、読書会等の情報提供を行うとともに、各家庭が積極的に利用しようという意識が高まる働きかけを行うよう促す。
- (2) 毎月第3日曜日のファミリー読書の日において、家庭における読書活動が充実するような地

域の取組を奨励する。

3 学校と地域において

- (1) 地域のボランティア団体等の協力を得ながら、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図るよう促す。
- (2) 子どもの読書活動の推進を図るため、学校図書館において公立図書館の団体貸出等のサービスの利用を促す。

4 図書館間において

- (1) 県立図書館は、各公立図書館や図書館未設置町村の社会教育施設等で読書活動支援を行い、県内どこでも同等の読書サービスが提供できるよう、関係機関との連携・協力を努める。
- (2) 学校図書館と公立図書館が連携し、蔵書等の共同利用に努める。

VII 関心を高める事項

子どもが自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができるようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じて読書活動が行われることが重要である。成長に伴い読書への関心の度合いが低くなっている子どもも見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことが求められる。

1 読書への関心を高める取組の推進

- (1) 読書会、図書委員、子ども司書、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等の実施、同世代の友人等とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり、話し合ったりする活動を行うよう促す。
- (2) 子どもが読書への関心を深めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら、様々な方法で本を紹介する取組（地域の言葉・外国語での読み聞かせ等）を行うよう促す。
- (3) 子どもが身近に本を手にとることができるような環境（文庫の設置等）の整備を促す。また、部活動・サークル活動等の仲間同士で読書時間をもつなど、すき間時間に読書を行う取組を行うよう促す。

VIII 民間団体・読書活動ボランティア等の活動に関する支援

民間団体や読書活動ボランティア等は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。その活動を一層充実させるための支援が求められる。

1 民間団体・読書活動ボランティア等に対する支援

- (1) 「子どもゆめ基金助成金」等の助成制度の活用による「子ども文庫」の充実を支援する。
- (2) 活動をより充実させるため、ネットワークづくりや研修会等を支援する。
- (3) 学校、公立図書館、公民館、児童館等における読み聞かせ等での活用を一層推進するよう促す。
- (4) 地域・学校等の「読書活動ボランティア」の活動支援のため、沖縄県子ども読書指導員の活用

を推進する。

- (5) 県立図書館では、子どもの読書活動に関わる団体・個人の資質向上と情報交換の場として、子ども読書活動推進研究室の充実と活用を推進する。

IX 普及・啓発活動

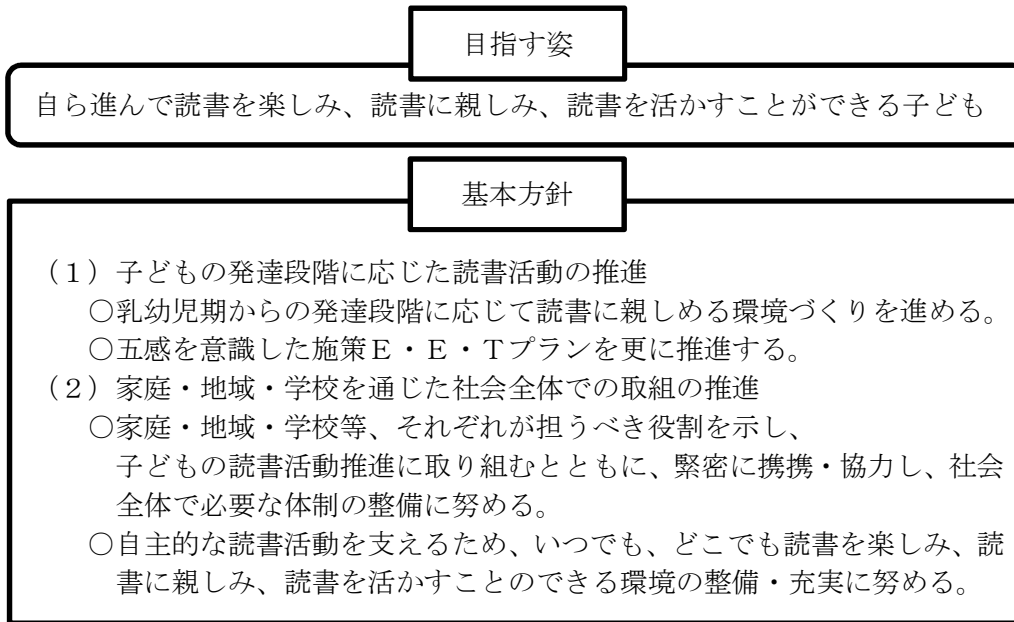
1 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」を中心とした啓発活動の推進

- (1) 「子ども読書の日（4月23日）」、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、また「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」において各地域・学校でそれぞれの趣旨に基づき、子どもの読書活動への関心を深める取組を行うよう促す。

2 優れた取組の奨励

- (1) 子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体・個人に対して表彰を行うことにより、その取組を奨励する。

第四次計画推進期間における子どもの読書活動推進のための指標及び到達目標



(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

指 標	基準年度 (H28年度)	目標年度 (H35年度)
○読書は好きであると答える児童生徒の割合	69.6%	75.0%
○学校の授業以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり30分以上読書をしている児童生徒の割合	28.5%	50.0%
○1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 （不読率） ※参考値 平成28年度「学校読書調査」より （全国学校図書館協議会・毎日新聞社） 小：5.6% 中：15.0% 高：50.4%	/	小 5.0% 中 15.0% 高 50.0%

(2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

指 標	基準年度 (H28年度)	目標年度 (H35年度)
○公立図書館と連携している学校の割合	小 89.6% 中 84.3% 高 32.2%	小 95.0% 中 90.0% 高 45.0%
○ボランティアを活用する学校の割合	小 80.8% 中 58.7% 高 8.1%	小 85.0% 中 60.0% 高 10.0%
○子どもの読書活動推進計画策定市町村数	26市町村	41市町村

子どもの読書活動推進関連事業

番号	事業名	事業内容	事業担当	
1	読書の ホップ ステップ ジャンプ 事業	ブックスタート (ホップブック)	・赤ちゃんと保護者が絵本を通して心 触れ合うきっかけを作り、本を贈る 事業です。	市町村
		ステップブック	・概ね6歳(小学校1年生)を対象に、 本を贈ったり、紹介したりする事業 です。読書を楽しむ段階から親しむ 段階に円滑な移行ができるようなき っかけづくりを奨励します。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課
		ジャンプブック	・概ね12歳(中学校1年生)を対象 に、本を贈ったり、紹介したりする 事業です。読書に親しむ段階から活 かす段階に円滑な移行ができるよう なきっかけづくりを奨励します。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課
2	読書交流会	・学校や地域などで、本を通して交流 する機会(読書会・ペア読書・スト ーリーテリング・ブックトーク・ア ニマシオン・ビブリオバトル等)を を作る事業です。読書週間等の様々 な場面での実施を更に奨励します。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課	
3	読み聞かせボランティアの養 成と支援	・図書館活動、読書活動、児童サー ビス支援(読み聞かせ、ストーリー テリング、紙芝居、朗読技術等)の育 成と活用を目指す事業です。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館 市町村	
4	県子ども読書指導員の養成・ 活用 (スキルアップ研修)	・地域・学校等の読書活動ボラン ティアに対する指導助言者として活動 できる等、子どもの読書活動ボラン ティアを養成する事業です。 ・県生涯学習振興課で募集及び修了者 を登録し、県立図書館や市町村立図 書館、学校等が読書指導員を活用し た研修や講座を開催します。 ・県子ども読書指導員の資質向上のた めのスキルアップ研修を実施しま す。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館 市町村	
5	幼稚園教諭研修 (初任者・経年者)	・教育センターの研修員並びに幼稚園 教諭を対象に、絵本の読み聞かせの 講義や演習を実施し、教材化の工夫 と読み聞かせを推奨します。	県立総合教育センター	
6	図書館職員等専門研修 新任図書館長研修 公立図書館司書研修	・公立図書館の職員等の資質向上のた めの専門研修を実施します。	県立図書館 (県生涯学習振興課)	
7	司書教諭・学校司書等研修会	・司書教諭、学校司書が一堂に会し講 義等の受講や、実践事例等の共有を 通して、読書センター、学習情報セ ンターとしての学校図書館の充実を 図ります。	義務教育課 県立学校教育課	

8	読み聞かせサークルネットの整備	・「おきなわ子どもと本を結ぶ地域ネット」を整備し、沖縄県の読書活動の推進を図ります。	県立図書館
9	子ども読書活動推進研究室の活用促進	・子どもの読書活動に関わる団体・個人の資質向上と情報交換の場としての活用を図ります。	県立図書館 (県生涯学習振興課)
10	優良図書の推薦	・青少年の健全な育成に特に有益な図書について、知事が推奨し、県広報で公示します。	子ども政策福祉部
11	文部科学大臣表彰への推薦	・子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体(個人)等の表彰にかかる広報や周知を実施し、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。	県生涯学習振興課 義務教育課 県立学校教育課
12	沖縄県教育長表彰	・子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体(個人)等の表彰を実施し、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。	県生涯学習振興課 義務教育課 県立学校教育課
13	子ども読書の日 (4月23日) 文字・活字文化の日 (10月27日) に関わる取組	・広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの積極的に読書活動を行う意欲が高められるよう、それぞれの趣旨に沿った子どもの読書活動推進事業を開催し、読書活動の普及・啓発を図ります。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館
14	こどもの読書週間の取組 (4月23日～5月12日) 読書週間の取組 (10月27日～11月9日)	・読書への関心・意欲を高めるための読み聞かせや、展示コーナ設置等を行います。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館
15	子どもの読書活動推進会議 (年間3回開催)	・子どもの読書活動推進のための支援事業について協議し、関係部局、関係機関、団体等のそれぞれの役割分担並びに連携・協力体制の整備に努めます。	県生涯学習振興課
16	子どもの読書活動推進担当者会議 (年間3回開催)	・子どもの読書活動推進のための支援事業について協議し、それぞれの役割・連携・協力について確認します。	県生涯学習振興課

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154条

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者を言う。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 四道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下、「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県または市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画または市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

法律第91条

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条にて「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場所において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行わなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基盤とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関及び民間団体との連携強化、その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の整備その他の公立図書館の運

営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他必要な施策を講ずるものとする。
(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

用語解説

(五十音順)

1 アニマシオン

スペインのジャーナリストであるモンセラ・サルトが、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すために1970年代から開発した、グループ参加型の読書指導メソッド。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したりといったさまざまなプログラムがある。

2 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

3 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

4 家庭の日

1968年（昭和43年）1月13日に、沖縄県青少年育成県民会議が県民運動として毎月第3日曜日を「家庭の日」と位置づけ、全県下に運動が展開されている。

5 子ども司書

本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを中心に、司書についてのノウハウを習得し、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーとなることを目指し、日本十進分類法や図書の検索・受付・登録・貸し出しと返却等を学ぶ。（子ども司書制度は、法律に基づく司書の資格を取得することではない）子ども司書に認定された子どもたちは、地域の図書館で読み語りのボランティアを行ったり、学校図書館では図書委員のリーダーとして活動したり、本の整理、分類等子ども司書として活動している。

6 子どもの読書

本計画では、自分の考えを広げたり、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付けたりするため、文学作品に加え、書籍や新聞、図鑑等の資料（電子書籍等の紙以外の媒体も含む）を読むことと捉える。

7 子ども読書の日

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条において、国や地方公共団体は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書の日にふさわしい事業をするよう努めることとされている。

8 こどもの読書週間

社団法人読書推進運動協議会が主催し、毎年4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定め、子どもの読書活動の普及・啓発を図っている。

9 子どもゆめ基金助成金

子どもの健全育成を目的とした、子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金。独立行政法人国立青少年教育振興機構に設けられている。

10 司書教諭

「学校図書館司書教諭講習規定」による科目を履修した教員で、任命権者によって発令を受けた教員のこと。学校図書館の専門的職務を掌らせるため、学校図書館法第5条により平成15年から12学級以上の学校に配置されている。

11 児童文化財

子どもの健全な心身の発達に深いかわりをもつ有形無形のもの、技術、活動などの総称。無形のものには、口演童話、紙芝居、人形劇、舞踊、子供の歌などがあり、有形のものには、おもちゃ、児童図書、絵本と童画、児童漫画、映画とテレビなどがある。

12 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動のこと。

13 ストーリーテリング

物語を覚えて子どもたちに対して語りすること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書の導入手段として用いられる。

14 地域文庫

町内会や自治会などを基盤に、その援助を受けて本を備え付け、子どもたちに貸し出す活動のこと。

15 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動のこと。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。

16 読書週間

社団法人読書推進運動協議会が毎年10月27日から11月9日までを「読書週間」と定め、国民すべてに読書をすすめる運動を展開している。

17 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県等が認定した施設のこと。

18 ブックスタート

乳幼児検診の際に、受診したすべての親子に対して、図書館司書や保健師などがそれぞれの立場から赤ちゃんと絵本を見ることの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本を手渡す事業。1992年（平成4年）、イギリスのバーミンガムから始まった。

19 ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

20 文字・活字文化の日

10月27日。「文字・活字文化振興法」第11条において、国や地方公共団体は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

21 録音図書

朗読した音声をカセットテープやCDに録音したもの。

平成30年度沖縄県子どもの読書活動推進委員

氏名	所属及び職名等
伊波 和子	名護市立久辺小学校 校長 (国頭地区学校図書館協議会会長)
上江洲 朝男	琉球大学教育学部附属教育実践総合センター 講師 (子どもの読書活動推進会議 副会長)
上原 博美	糸満市立高嶺小学校 校長 (島尻地区学校図書館協議会会長)
川平 栄子	沖縄県地域児童文庫連絡協議会 会長
鎌田 佐多子	沖縄女子短期大学 学長 (子どもの読書活動推進会議 会長)
金城 光明	県立図書館 指導主事
座間味 恵利子	桜野特別支援学校 校長
末吉 雄貴子	県立開邦高等学校 司書
平良 京子	沖縄県子どもの本研究会 会長
平良 美恵	浦添市立図書館 館長

(50音順)

平成30年度沖縄県子どもの読書活動推進担当者

氏名	所属及び職名等
金城 光明	県立図書館 指導主事
比嘉 淳	国頭教育事務所 社会教育主事
玉城 史江	国頭教育事務所 指導主事
宮城 秀輝	中頭教育事務所 社会教育主事
名護千賀子	中頭教育事務所 主任指導主事
大嶺 成	那覇教育事務所 社会教育主事
上里 亮	那覇教育事務所 指導主事
大城 仁美	島尻教育事務所 社会教育主事
大田 恵	島尻教育事務所 指導主事
下地 豊	宮古教育事務所 社会教育主事
崎山 用彰	宮古教育事務所 指導主事
大嶺 吉生	八重山教育事務所 社会教育主事
大嶺 千秋	八重山教育事務所 指導主事
黒島 直哲	県立学校教育課 (高等学校) 指導主事
赤嶺 信吾	県立学校教育課 (特別支援学校) 指導主事
仲地 千佳	義務教育課 指導主事
宮脇 一雄	生涯学習振興課 指導主事